

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第十二号

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「教頭、事務長」を「副校長、教頭、事務長」に、「の教頭」を「の副校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。